

# 対馬地域森林計画変更計画書

( 対 馬 森 林 計 画 区 )

計画期間 自 令 和 2年 4月 1日 至 令 和 12年 3月 31日

令 和 3 年 12 月 28 日



# 対馬森林計画区

## ○計画期間

自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 12 年 3 月 31 日

令和元年 12 月 26 日に変更した対馬地域森林計画の次の事項について、計画を変更する。

## ○変更の理由

下記理由により、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき計画を変更する。

（1）全国森林計画（令和 3 年 6 月閣議決定（変更））に基づき、下記のとおり変更する。

### ◆変更内容

目次に示す項目について、別添のとおり記載内容を変更する。

（2）「間伐立木材積その他の伐採立木材積」、「間伐面積」、「人工造林及び天然更新別の造林面積」の変更に伴い、下記のとおり変更する。

### ◆変更内容

II の計画事項の「第 6 計画量等」のうち、「1 間伐立木材積その他の伐採立木材積」、「2 間伐面積」、「3 人工造林及び天然更新別の造林面積」を別表のとおり変更する。

（3）「林道の開設及び拡張に関する計画」、「保安林の整備及び治山事業の計画」の変更に伴い、下記のとおり変更する。

### ◆変更内容

II の計画事項の「第 6 計画量等」のうち、「5 保安林の整備及び治山事業に関する計画」を別表のとおり変更する。

## 目 次

I (略)

II 計画事項

第1 (略)

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - (1) (略)
  - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
  - (3) (略)

2 (略)

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
- (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
- (3) (略)

2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針
- (2) 天然更新に関する指針
- (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
- (4) (略)

3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
- (2) 保育の標準的な方法に関する指針
- (3) (略)

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) (略)
- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき  
森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
- (3) (略)

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの  
基本的な考え方
- (3)～(4) (略)
- (5) 林産物の搬出方法等
- (6) (略)

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他  
森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び  
森林施業の共同化に関する方針
- (2) (略)
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
- (4) (略)
- (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
- (6) (略)

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) (略)

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある  
森林及びその搬出方法

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

(4) その他必要な事項

2 保安施設に関する事項

(1)～(2) (略)

(3) 治山事業に関する方針

(4)～(5) (略)

3～4 (略)

第5 (略)

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

2 間伐面積

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

4 (略)

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

(2) (略)

(3) 実施すべき治山事業の数量

6 (略)

第7 (略)

(附) 参考資料

1～6 (略)

7 その他

(1)～(4) (略)

(5) 持続的伐採可能量

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮する。また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおり定める。

#### (水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### (山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵

食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### (快適環境形成機能)

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### (保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な擾乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて行うこととし、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとし、その内容は対馬市が策定した対馬市伐採ガイドラインを十分に踏まえるものとする。

以下、略

##### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を行いうよう努めるものとするが、当面は下表により対応するものとする。

##### ○ 標準伐期齢を示す基礎林齢

(単位：年)

地 区	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	そ の 他 針 葉 樹	広 葉 樹
対馬森林計画区	3 5	4 0	3 5	4 0	2 0

##### (3) その他必要な事項

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、地域の実情に応じた伐採を行うものとする。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。なお、スギ苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努めるものとする。また、マツについては、松くい虫被害に対して抵抗性を有する品種を選ぶものとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区分	樹種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチョウ、カヤ、その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、ツバキ、その他有用広葉樹

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### ① 植栽本数

森林の確実な更新を図るため、立地条件、既往の造林方法等を勘案して、人工造林については、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数を適用するものとし、標準的な植栽本数は、下表のとおりとする。

樹種	植栽本数（本／ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000

## ② 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。

なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行なう伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、作業の効率化・省力化に努めるものとする。

以下、略

## （2）天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

以下、略

## （3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況等の観点から、天然下種及びぼう芽による方法では更新の確保が期待できない森林とし、市町村森林整備計画において基準を定めるものとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠が鬱閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆つたようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠が鬱閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、経営目的により下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。また、施業の省略化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討する。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

以下、略

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとする。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	①	②	②	①	①	①	←	①	→							
	ヒノキ	①	②	②	①	①	①	←	①	→							
つる切り	スギ							←	①	→							
	ヒノキ							←	①	→							
除伐	スギ										←	①	→				
	ヒノキ										←	①	→				

(注) 1 ①、②は、実施回数を示す。

2 下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省略化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

3 つる切りは、下刈り終了後、除伐時に至るまでの期間に行い、繁茂の状況に応じてその都度行う。

4 除伐は、下刈り終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的外樹種及び不良木を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮する。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し、育成する。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法は、下記により定める区域の基準及び施業の方法の指針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

### （2）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

森林の自然条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。また、この区域のうち、林地生産力が高く、林道等からの距離が近いといった、林業経営に有利なエリアを、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定めるものとする。

なお、この場合において、（1）の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

#### イ 森林施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じて、1の「森林の立木竹の伐採に関する事項」に記載のとおり主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施並びに森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械の開発の進展状況等も考慮しながら、第3の5の（2）に示す効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ）及び林業作業道を適切に組み合わせて整備する。

また、林道等の整備については、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

以下、略

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次表のとおりとする。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築に当たっては、地形・地質、土質、森林の状態などの自然条件や森林の所有形態、経営方針、事業体の経営規模、木材加工産業の状態などの社会経済的条件等多くの因子を勘案する必要があるが、ある程度共通の条件を持つ地域において、目標とすべき典型的な作業システムを共有し、路網の整備と機械の導入をセットにして、地域関係者が一体的に取り組むものとする。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

(単位 路網密度 : m／ha)

区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	20以上	15以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5以上	5以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤーダ、タワーヤーダ等を活用する。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、適切な搬出方法を設定するものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法等を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外であって、土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる場合においては、地形、地質、土壤等の状況に応じて、搬出方法を車両系又は架線系か判断して設定するものとする。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、本森林計画区内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあっては、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を推進する。また、今後、間伐等の森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

以下、略

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業体の経営体质強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる森林組合や認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき県の認定を受けた林業事業体）等の林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、経営方針を明確化し、ICTを活用した生産管理手法の導入、生産性の向上等の事業の合理化等による組織・経営基盤の強化を図るなど、林業事業体の経営体质強化を推進するものとする。

#### イ 林業従事者の養成・確保

森林経営の受委託の推進による事業量の確保を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等に努めるものとする。

また、「林業労働力確保支援センター」が林業就業促進資金の貸付、就業相談会の開催、技能・技術習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成を支援するなど林業技能者の養成及び確保を図るものとする。

さらに、生産性の向上や労働負荷の軽減、労働安全の確保のために、高性能林業機械の導入を促進し、また、提案型集約化施業の推進を図る森林施業プランナーをはじめとした

人材養成の計画的かつ体系的な取組を推進するものとする。

以下、略

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

##### ア 木材流通の合理化

成熟してきた人工林資源を十分に活用するため、森林計画区を単位として、森林経営計画を基礎とする計画的な素材生産を推進し、また、共同出材等により原木の出荷量の拡大及び供給の安定化を図るものとする。

島外への出荷については、原木の価格や量を定めた安定的な協定取引関係の確立を推進するものとする。また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

韓国をはじめとする近隣諸国への輸出については、これまでの取組を十分に踏まえた上で、木材需要の動向を把握し、販路開拓に努めるものとする。

以下、略

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

第3の5(5)林産物の搬出方法等を踏まえ、設定するものとする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けるものとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置等にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の被覆により雨水の浸水能や景観に支障を及ぼすことのないよう十分に留意すとともに、地域住民の理解に配慮する等の適正な運用を行うものとする。

(4) その他必要な事項

地域の実情に応じて条例等が定められている場合においては、それを適正に遵守するものとする。

## 2 保安施設に関する事項

### (3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進するものとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めるものとする。

## 第6 計画量等

第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間内（令和2～11年度の10年間）の計画数量等を以下のとおり定めるものとする。

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 千m<sup>3</sup>)

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	814	745	69	204	135	69	610	610	—
うち前半 5年分	390	355	35	100	65	35	290	290	—

### 2 間伐面積

(単位 面積 : ha)

区分	間伐面積
総 数	7,000
うち前半 5年分	3,400

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

区分	人工造林	天然更新
総 数	355	652
うち前半 5年分	154	318

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

【様式2】

## (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

## ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : ha)

保安林の種類	面積	備考	
		うち前半5年分	
保安林総数（実面積）	12,838	12,785	
水源涵養のための保安林	7,320	7,315	
災害防備のための保安林	4,510	4,462	
保健、風致の保存等のための保安林	1,008	1,008	

## ② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積 : ha)

指定／解除	種類	森 林 の 所 在		面 積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市町村	区 域 (林班)				
指 定	災 害 防 備	対 馬 市	大綱(3061)	1	1	土砂流出の防備・土砂崩壊の防備	
			横浦(3041, 3042)	1	1		
			犬ヶ浦(5126)	5	5		
			志多浦(3063)	1	1		
			佐志賀(3008)	2	2		
			曾(3029)	4	4		
			水ヶ浦(6056)	3	3		
			和板(3039)	2			
			卯麦(3071, 3072)	9			
			志多賀(4073)	4			
			久根浜(1197, 1198)	23			
			久原(5197, 5198)	14			
			濃部(2149)	6			
			大船越(2206)	2			
			小船越(2174, 2177)	3			
			阿連(1094, 1107)	8			
			津柳(4014, 5202)	2	2		
			女連(5200)	1	1		
			河内(6022, 6023, 6024)	10	10		
			豊(6036, 6039)	7	7		
			計	108	37		
解 除	水源かん養	対 馬 市	安神(1037)	1	1	指定理由の消滅	
	災害防備		佐護(5035)	1	1	公益上の理由	道路改良
			計	2	2		

注：前期は令和2年度～令和6年度、後期は令和7年度～令和11年度である。

※ 林班番号の4桁の数字は、1は旧厳原町、2. 旧美津島町、3. 旧豊玉町、4. 旧峰町、5. 旧上県町、6. 旧上対馬町である。

## (3)実施すべき治山事業の数量

【様式3】

単位:地区

森林の所在		治山事業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	林 班
市町村	区域	うち前半5年分			
対馬市	久須保	1	1	山腹工	2192・2194
	位ノ端	1	1	山腹工	3029
	塩浜	1		山腹工	3042
	櫛	1	1	山腹工	4054
	横浦	1	1	山腹工	3041
	舟志	1	1	山腹工	6097
	泉	1		山腹工	6047・6050
	西泊	1	1	山腹工	6052・6053
	小鹿	2		山腹工・渓間工	6142・6143
	田	1	1	山腹工・渓間工	3050
	犬ヶ浦	1	1	山腹工・渓間工	5126
	志多浦	1	1	山腹工	3063・3064
	佐志賀	1	1	山腹工	3008
	曾	1	1	山腹工	3029
	嵯峨	1	1	山腹工・渓間工	3007
	水ヶ浦	1	1	山腹工・渓間工	6056
	鉢ノサエ	1	1	山腹工	6056
	和板	1		山腹工	3039
	卯麦	2		山腹工	3071・3072
	志多賀	1		山腹工	4073
	小茂田	1		山腹工	1117
	久根浜	2		山腹工・渓間工	1197・1198
	久根田舎	1		山腹工・渓間工	1206・1209
	久原	2		山腹工	5197・5198
	濃部	1		山腹工・渓間工	2149
	大船越	1		山腹工	2206
	小船越	2		山腹工	2174・2177
	鰐浦	1		山腹工	6035
	佐賀	1	1	山腹工・渓間工	4063
	女連	1	1	山腹工	5200
	阿連	2	1	渓間工	1094・1096・1105・1107
	津柳	1	1	山腹工・渓間工	4014
	河内	1	1	渓間工	6018・6020・6022・6023・6024
	豊	1	1	渓間工	6036・6039・6043
	銘	1		山腹工	3047
	上櫛	1	1	山腹工	1184
	椎根	1	1	森林整備	1168
	田ノ浜	1	1	森林整備	5100
	その他後期	3			
合 計		47	23		

※林班番号の4桁の数字は、1は旧厳原町、2. 旧美津島町、3. 旧豊玉町、4. 旧峰町、  
 5. 旧上県町、6. 旧上対馬町である。

## 7 その他

### (5) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安（千m <sup>3</sup> ）
148

第2表 持続的伐採可能量（年間）に応じた必要な再造林率

単位 再造林率：% 材積：千m<sup>3</sup>

持続的伐採可能量	間伐材を加えた伐採可能量	必要な再造林率
148	209	100
133	194	90
118	179	80
103	164	70
89	150	60
74	135	50
59	120	40
44	105	30
30	91	20
15	76	10

1) 「持続的伐採可能量」は、令和3年6月15日閣議決定された「森林・林業基本計画」に「森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を進める」との方針を受け再造林率も踏まえて設定することとなったもの。

2) 本表は、育成单層林として維持すべき森林を対象に、Ⅱ第3の1の(2)で示す標準伐期齢を超える林齢の資源について、資源量を持続的に維持していくことが可能な伐採量の上限として算出される量（理論値）である。

3) 第1表の計算方法は、次のとおり。

$$E = Zw + (Vw - Vn) + Ta$$

E : 主伐（皆伐）材積の目安

Ta : 更新期間

Zw : 対象森林の期首時の年間成長量

Vw : 対象森林の期首時の立木材積

Vn : 基準立木材積（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）